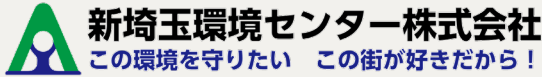


企業版ふるさと納税としてご寄附いただきました！

新埼玉環境センター株式会社様（埼玉県比企郡嵐山町）より、企業版ふるさと納税として寄附をいただきました。

寄附金は、東秩父村の地方創生事業に活用させていただきます。

温かいご厚意に対し、心より感謝申し上げます。



東秩父村親元同居近居住宅支援補助金の運用開始

若年世代の定住及びUターン転入の促進を図るとともに、子育て、介護等の共助を推進することを目的とし、村内において親世帯と子世帯が同居又は近居するための新築住宅取得にかかる補助金の運用を1月1日より開始しました。

村外からのUターン転入に限らず、現在村内に居住していて結婚、出産を機に親の近くに家を建てようとお考えの方やお子さんが新築を検討されている方など、ぜひ企画財政課にご相談ください。

●問 合 せ 企画財政課 ☎ 8 2 - 1 2 5 4

県内最高額の補助金
最大200万円

Uターン 応援！

東秩父村に住もう！！
東秩父村親元同居近居 住宅支援補助金

親と同居・近居して
自然豊かな環境で楽しい
家族生活を！！

加算額 **10万円** 高校生以下の
子供又は
妊婦がいる

加算額 **10万円** 村内業者
の施工

新築住宅取得に伴う補助金
180万円
(補助対象経費の2分の1の額)

補助の対象となる者

- 村内に居住している親世帯と同居・近居を行うために新築住宅を取得する者
- 子世帯の代表者又は配偶者のどちらかが45歳以下若しくは高校生以下の子供のいる世帯（単身者を除く）
- 同居・近居を5年以上継続する者 等

補助の対象となる住宅

- 自ら居住する住宅
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合する新築住宅
- 居住用床面積が50㎡以上である住宅
- 所有権の保存の登記が行われてから6か月以内の住宅 等

※ 詳しくは東秩父村親元同居近居住宅支援補助金交付要綱に規定されています。

お問い合わせ

東秩父村役場 企画財政課
電話 0493-82-1254
※ 要綱及び申請書様式は村HPにも掲載しています。

